（記載上の注意）

［１・２　略］

３　延滞残高については、元本若しくは利息の延滞にかかわらず、契約書に定める期限の利益の喪失事由に該当する場合は、その元本の残高の全てを計上する。（返済方式が一括返済の場合は、貸付金の残高を、割賦返済の場合で残債方式をとっている場合は元本の残額を、また、アドオン方式をとっている場合は、期日到来債権額と債権の残額の合計を延滞額として記載する。）

４　［略］

５　表４の貸付金の種別残高、表５の貸付金の担保内訳の残高及び表８の貸付金残高合計について、それぞれの合計額は一致する。

９　［略］

［削る。］

10・11　［略］

12　内部監査の実施状況

（記載上の注意）

［１・２　同左］

３　延滞残高については、元本若しくは利息の延滞にかかわらず、契約書に定める期限の利益の喪失事由に該当する場合は、その元本の残高のすべてを計上する。（返済方式が一括返済の場合は、貸付金の残高を、割賦返済の場合で残債方式をとっている場合は元本の残額を、また、アドオン方式をとっている場合は、期日到来債権額と債権の残額の合計を延滞額として記載する。）

４　［同左］

５　表４の貸付金の種別残高、表５の業種別貸付残高、表６の貸付金の担保内訳の残高及び表９の貸付金残高合計について、それぞれの合計額は一致する。

10　［同左］

11　貸金業協会等への加入状況等

1	貸金業協会に加入している
2	信用情報機関に加入している
3	上記のいずれにも該当しない

（参考）その他加入している貸金業に関係する団体があればその名称を記載すること

（記載上の注意）

１～３の該当する項目の番号を○で囲み、参考についてはその名称を記載すること。

12・13　［同左］

14　内部監査の実施状況